

トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金募集要綱

鹿 児 島 県
社会福祉法人鹿児島県共同募金会
日本赤十字社鹿児島県支部

1 趣旨

トカラ列島近海を震源とする地震により避難及び被災された鹿児島県民の方々を支援するため、義援金を募集する。

2 名称

トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金

3 実施主体

鹿児島県
社会福祉法人鹿児島県共同募金会
日本赤十字社鹿児島県支部

4 受付期間

令和7年7月15日(火)から令和7年12月26日(金)まで

5 義援金の募集方法

(1) 社会福祉法人鹿児島県共同募金会

ア 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	普通 3046911	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	普通 1157390	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行		00950-6-198657	社会福祉法人鹿児島県共同募金会

※銀行の振込用紙又は払込取扱票を使用する。(各行又は郵便局の窓口での振込みについては、手数料免除)

※振込通知書又は払込取扱票の通信欄に「トカラ地震災害義援金」と明記する。

※領収書の発行を希望する場合は、振込通知書又は払込取扱票に「領収書・要」と明記するか、別途「領収書発行依頼」を行う。

(当会ホームページ参照) URL <https://akaihane-kagoshima.jp/>

イ 現金書留による送金(受付期間内は現金書留郵便物の料金免除)

あて先 〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

※あて名の面に「救助用」と明記する。

ウ お問合せ先

社会福祉法人鹿児島県共同募金会 TEL 099-257-3750

(2) 日本赤十字社鹿児島県支部

ア 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行 ※1	鴨池支店	普通 3495597	日本赤十字社鹿児島県支部
ゆうちょ銀行 ※2		00180-9-393290	※2参照
三井住友銀行 ※3	すずらん支店	普通 2787526	日本赤十字社
三菱UFJ銀行 ※4	やまびこ支店	普通 2105521	日本赤十字社
みずほ銀行 ※5	クヌギ支店	普通 0620707	日本赤十字社

※1 振込手数料:免除(鹿児島銀行窓口での取扱いに限る)

※振込通知書に「R7トカラ地震義援金」と明記する。

※受領証を希望される方は、併せて「受領証・要」と明記する。

※2 名義欄(加入者名):

日赤令和7年トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金

(略称:日赤R7トカラ地震義援金)

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の略称でも取扱可能。

※振込手数料:免除(ゆうちょ銀行・郵便窓口での取扱いに限る)

※受領証を希望される方は、「受領証・要」と明記する。

※3, 4, 5 口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

※受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部(電話:03-4363-2056)に下記内容を連絡する。

(住所, 氏名(受領証の宛名), 電話番号, 寄付日, 寄付額, 振込金融機関名及び支店名)

イ 義援金箱設置場所

(ア) 鹿児島県庁行政庁舎1階エントランスホール

(イ) 日本赤十字社鹿児島県支部施設

ウ お問合せ先

日本赤十字社鹿児島県支部 組織振興課 TEL 099-252-0600

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となる。

※ 税の控除を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振込書の控え、及び義援金募集要綱の写しを添付するなどの所定の手続が必要。

7 使途(配分)

集まった義援金の配分方法は、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部等で構成する義援金配分委員会で決定し、被災市町村を通じて配分する。